

令和 8 年 9 月 2 日

各 国 立 大 学 法 人 の 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長 殿
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役

文部科学省総合教育政策局長

淵上 孝

文部科学省高等教育局長

合田 哲雄

社会のニーズに応えた大学のリ・スキリング等の取組の充実について（依頼）

技術や社会が急速に変化する中、個々人の人生・雇用や我が国の成長にとって、社会に出てからも学び続けることが必要であり、その機会をどのように確保するかが重要な時代となっています。また、我が国の成長戦略として、人口減少や産業構造の急速な変化による労働需給のミスマッチに対応し、労働生産性・質の向上や、新しく成長する産業分野の知識・技能の習得や成長分野等への労働移動の促進が重要な課題となっています。

このような環境変化の下、大学が社会の実需に応じた学び直しを体系的に担うことがこれまで以上に求められており、「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）（令和 7 年 2 月 21 日中央教育審議会）」においても、別添 1 のとおり、「18 歳中心主義」の前提を改める必要がある旨の提言がなされています。

18 歳人口の急減を迎える中で、個々の大学が自ら産業界や自治体、同窓会組織等との緊密な連携を通じ、リ・スキリングのニーズを把握し、収益化が可能なりカレント教育やリ・スキリングプログラム（以下「リ・スキリングプログラム等」という。）を開発・提供することは、今後の大学のあり方として必要不可欠な取組です。政府においても、日本成長戦略会議において高市内閣総理大臣から、「17 の戦略分野やそれを支えるエッセンシャルサービスの担い手の育成のため（中略）リ・スキリング講座の開発・提供まで一貫通貫で支援する取組を進めてください」との指示がなされたことを受け、別添 2 のとおり、厚生労働省、文部科学省、経済産業省と各分野の業所管省庁が連携し、政府一体となってリ・スキリング・人材確保に向けた取組を行っていくこととしているなど、成長分野等に関する大学における実需に応じたり・スキリングプログラム等の開発・提供支援にこれまで以上に取り組んでいくこととしています。

こうした状況に鑑み、文部科学省では、基盤的経費の充実を図るとともに、別添 3 のとおり、令和 9 年度概算要求において、成長分野等に関するリ・スキリングプログラムの開発や、「学び続ける社会」の実現に向けた大学の全学的体制整備のための支援事業に関する予算等を計上したところであり、今後、関係府省庁等と連携し、各分野で必要とされる人材像や人数規模、それらに

対応するためのリ・スキリングニーズなどを具体的に明らかにし、リ・スキリングプログラム等の開発・提供に資するよう、各大学にお示ししていく予定です。

「18歳中心主義」から脱却し、「学び続ける社会」の拠点として、リ・スキリングに関する取組の充実など全世代の学習ニーズに応えることは、大学の本来業務であることはもとより、これからの時代の大学の大きな役割の一つであり使命です。今般、文部科学省において、「学び続ける社会」の実現に向けた大学の取組の充実に資する情報及び留意事項を下記のとおり取りまとめました。

各国公私立大学におかれては、これらの事項について十分に御留意の上、企業や地域等と連携した実需に応じたり・スキリングプログラム等の開発・提供など、「学び続ける社会」の実現に向けた取組の充実に戦略的に進めていただくようお願いいたします。

記

1. 令和9年度概算要求における大学に関するリ・スキリング関係予算について

令和9年度概算要求において、文部科学省では、大学に関するリ・スキリング関係予算として以下の3事業の予算を要求しています（別添3）。各大学におかれては、各事業に対する御参画を積極的に御検討ください。

（1）成長分野等におけるリ・スキリングプログラム開発事業（要求額：337億円）

17の戦略分野やそれを支えるエッセンシャル分野の担い手の育成のためには、大学におけるリ・スキリングプログラムの充実が不可欠です。本事業は、分野ごとに、関係省庁、産業界、教育界等のステークホルダーからなる分野別ワーキンググループを設置し、各分野における人材需要、必要となる人材像・スキル、リ・スキリングによる定量効果を明確化した上で、これらを踏まえた大学における短期の実践型リ・スキリングプログラムの開発・実施に対する支援を行うものです。

（2）「学び続ける社会」の実現に向けた大学の全学的体制整備支援（要求額：210億円）

リ・スキリングプログラムを持続可能な形で充実させるためには、リ・スキリングを大学のミッションとして明確に位置付け、全学的な体制を整備することが不可欠です。一方、現状では、多くの大学において、リ・スキリングが経営戦略上必ずしも明確に位置付けられておらず、また、学内組織や体制、インフラ及びルール等の整備が不十分であるなど、持続可能な形で質の高いリ・スキリングプログラムを提供するための体制が十分に整備されているとは言い難い状況です。本事業は、こうした状況を踏まえ、大学が、「学び続ける社会」の拠点としての機能強化を図ることができるよう、学内変革に向けた総合的な支援を行うものです。

（3）産学連携リ・スキリングによる社会人修士・博士育成事業（要求額：53億円）

成長分野等においては、修士・博士レベルの高度な専門知識・研究力を備えた人材ニーズも高まっており、学士や修士からの進学者のみならず、社会人による修士課程・博士課程でのリ・スキリングによっても人材を確保していくことが急務です。本事業は、経営層を含む社会人が

働きながら修士課程・博士課程で学ぶことを可能とするための環境整備に対する支援を行うものです。

2. 各大学のリ・スキリングプログラム等の開発・提供に係る取組の充実に向けて参考となる資料について

リ・スキリングプログラム等を開発・提供するにあたっては、これまでの大学運営の常識にとらわれず、企業や地域等の実需に応じたプログラム設計を行うこと、適切な受講料の設定をもとに収益化を実現すること、これらを継続的に実施するための全学的な体制を整備していくことなどが重要です。

文部科学省におけるこれまでの取組の成果及びリ・スキリングに関する支援策を以下のとおり取りまとめていますので、各大学の取組の充実に向けて参考としてください。

(1) 産学官が連携したり・スキリングの推進に関するノウハウを取りまとめた資料

【概要】 https://www.mext.go.jp/content/20260414-mxt_syogai03-000047315_3.pdf

【本体】 https://www.mext.go.jp/content/20260410-mxt_syogai03-000047315_2.pdf

(2) リ・スキリングに関する取組の収益化に向けたガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20260213-mxt_syogai03-000047315_8.pdf

(3) 令和6年度補正予算「リカレント教育エコシステム構築支援事業」における採択事例集

【地方創生に関する事例集】

https://www.mext.go.jp/content/20260525-mxt_syogai03-000040006_1.pdf

【産業成長に関する事例集】

https://www.mext.go.jp/content/20260430-mxt_syogai03-000040006_1.pdf

(4) リ・スキリングに取り組む個人や企業に対する支援策

リ・スキリングに取り組む個人や企業に対する支援策について、厚生労働省、経済産業省による施策を含め、別添4のとおり取りまとめています。なお、日本学生支援機構の貸与型奨学金は、社会人であっても正規の学籍で大学に在籍する場合は貸与が可能です。

これらの支援策を効果的に活用することにより、個人や企業の負担を軽減してリ・スキリングプログラム等の受講につなげることが可能となりますので、各大学における広報活動や企業等との連携の際などに御活用ください。

3. リ・スキリングプログラム等の開発・提供等に係る留意事項

(1) 受講料の考え方について

質の高いリ・スキリングプログラム等を持続可能な形で提供していくためには、企業や地域等の実需に応じ、大学ならではの独自価値・付加価値を強化したプログラムを構築した上で、当該プログラムの実施にかかるコストや市場価値を踏まえ戦略的に価格設定をすることが重要です。リ・スキリングプログラム等の内容を適切にプライシングし、収益化を含め、戦略的か

つ積極的に大学経営に生かしていくことが期待されます。

なお、国立大学法人は、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 22 条第 1 項各号に規定される業務と離れて、直接収益を目的とした別の業務を行うことはできませんが、同項各号の範囲内の業務を行う中で、受益者に対し費用の負担を求め、結果として、収益を伴うことまでを否定するものではありません。例えば、大学の有する知見を活用して実施する科目等履修生や特別の課程履修生（いわゆる履修証明プログラムの履修者）など学生以外の者（以下「科目等履修生等」という。）へのリ・スキリングプログラム等について、受益者負担として受講料を設定することも可能です。

また、公立大学においても、国立大学法人と同様に、各設置根拠法令に規定される業務と離れて、直接収益を目的とした別の業務を行うことはできませんが、法令の定める範囲内の業務を行う中で、受益者に対し費用の負担を求め、結果として、収益を伴うことまでを否定するものではありません。

大臣所轄学校法人においては、教育研究活動として大学の知見を活用して科目等履修生等へのリ・スキリングプログラム等を実施できることはもとより、付随事業（教育研究活動に付随する非営利事業）、収益事業（教育研究活動を助けるための営利事業）を行うことができますので、必要に応じて、リ・スキリングプログラム等の実施形態として活用し、それぞれの実施形態に応じた適切なプライシングを御検討ください。なお、付随事業・収益事業の実施にあたっては、「学校法人における付随事業・収益事業」の留意点を御確認いただくようお願いいたします。

各国公立大学におかれては、リ・スキリングプログラム等に必要リソースや魅力的な環境を確保・構築しつつ、受益者への適切なコスト負担による持続的な体制の形成・発展に向けた取組を実施していただきますようよろしくお願いいたします。

【学校法人における付随事業・収益事業】

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/fuzuishuueki.html

（２）大学院の定員管理の考え方について

大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 10 条第 3 項に基づき、大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数収容定員に基づき適正に管理するものとされています。当該収容定員の変更に必要な手続について、国立大学については、中期計画変更により収容定員を変更することが可能であるとともに、私立大学及び公立大学については、私立大学の法科大学院を除き、その増減にかかわらず、届出により行うことが可能であり、各大学においては、必要な教員の配置や施設・設備の整備など教育の質の確保に十分留意しつつ、社会人の学び直しの円滑な受入れに向けた柔軟な対応を行うことが期待されます。

なお、科目等履修生等の受け入れについては、収容定員に算入されるものではありませんが、この場合においても、教育の質の確保に十分留意した上で、各大学において適切な対応を行うことが期待されます。

（３）単位認定の考え方について

「学び続ける社会」の実現のためには、社会人がそれぞれの状況やニーズに応じて学びを積み重ねていくことができる環境の整備が重要です。例えば、各大学の判断により、履修証明プログラムとして開設されたり・スキリングプログラム等の修了者に対して単位を授与し、その後に進学した大学や大学院において、当該単位を学位授与に必要な単位として認定することは可能であり、こうした仕組みを活用することにより、社会人が働きながら学び続けることができる環境の整備を行っていただくようお願いします。なお、大学等における履修証明制度の運用及びその履修者に対する単位授与等に関する留意事項については、令和4年3月22日付け高等教育局長通知（別添5）をご参照ください。

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局
生涯学習推進課リ・スキリング推進室
職業教育推進係

TEL：03-5253-4111（内線 3466）

E-mail：syokugyou@mext.go.jp

我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）
（令和7年2月21日中央教育審議会）（抜粋）

1. 今後の高等教育の目指すべき姿

（6）重視すべき観点

今後の高等教育の目指す姿を実現するに当たっては、特に以下に示す教育研究の観点、学生への支援の観点、高等教育機関の運営の観点、社会の中における高等教育機関の観点が重要である。

②学生への支援の観点

ア. 学生の多様性・流動性の向上

我が国において、これまで大学等は「18歳で入学してくる日本人学生を中心とした教育体制（18歳中心主義）」として認識されてきた。しかし、今後は、社会人や外国人留学生など年齢や国籍、性別を問わない幅広い学生が集まる多様な場としていくことを実現することをより一層目指す必要がある。

（中略）さらに、人生100年時代を見据え、様々な年齢や経験を持つ者が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスを実現するためには、多様なニーズを持った学生が学修できる体制が必要となる。社会の変化が激しい時代では、必要とされる知識・スキル、態度及び価値観を身に付け、それを適切に更新していくリカレント教育・リスキリングが一層求められる。そして、我が国全体で学び直しを推進することにより、高等教育とリカレント教育を中心とする生涯教育・生涯学習の新たなスタイルが創造され、ひいては、学び続ける社会（Learning society）の形成へとつなげ、「知の総和」の向上を促進することが期待される。

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

（1）教育研究の「質」の更なる高度化

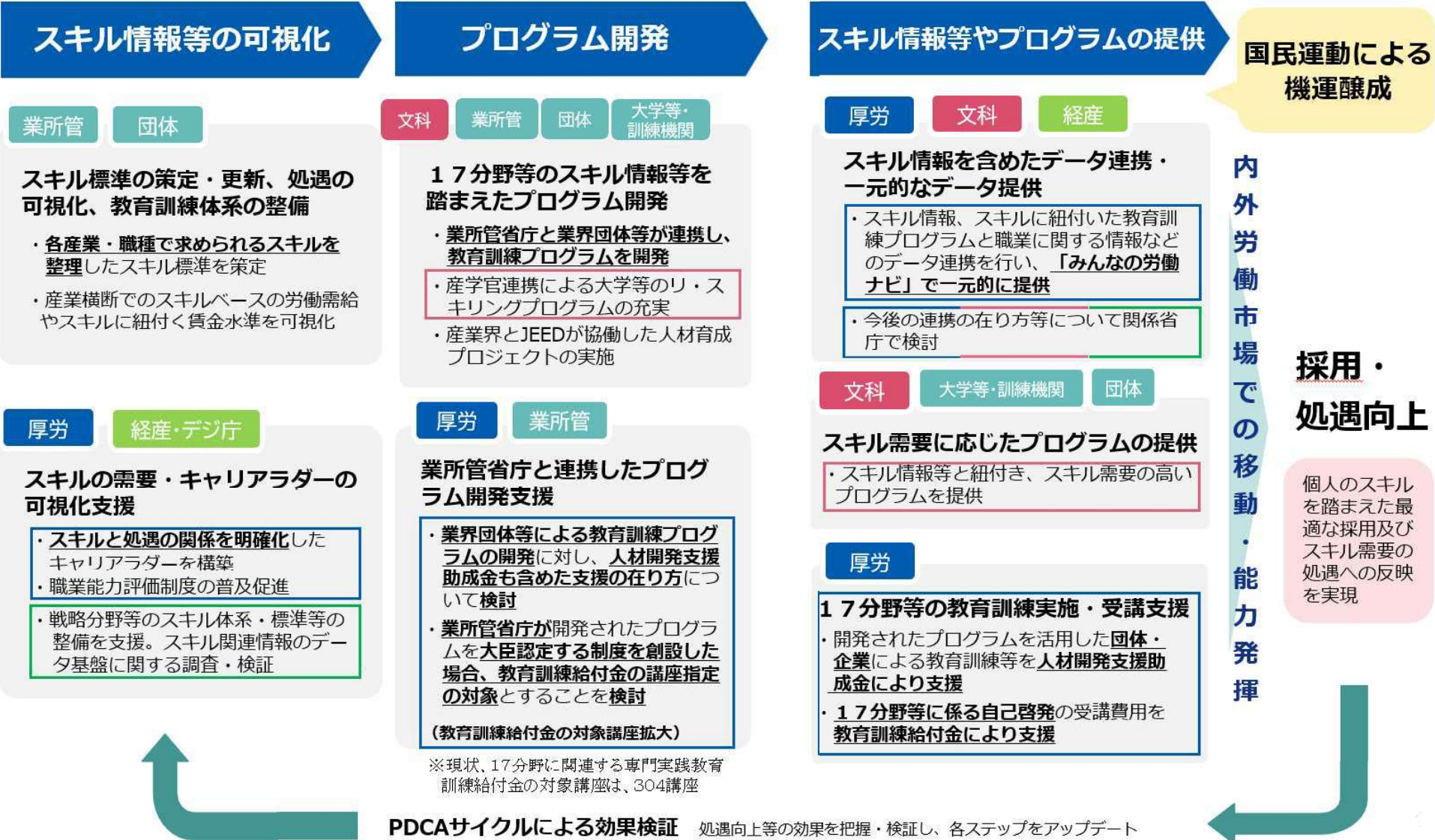
②外国人留学生や社会人をはじめとした多様な学生の受入れ促進

一人一人がその可能性を最大限発揮し、今後の社会で生きていく能力を獲得し、我が国の「知の総和」を向上するためには、高等教育機関が、教育を提供する側が考える画一的な教育の場から、多様な価値観を持つ多様な人材が集まることで相互作用が生まれ、新たな価値が創造される場（多様な価値観が集まるキャンパス）に転換することが求められる。

多様な価値観が集まるキャンパスの実現に向けて、「18歳中心主義」という前提を改め、多様な日本人学生の受入れ、留学モビリティの拡大、社会人の受入れ、通信教育課程の質の向上、キャンパスのダイバーシティを支える環境整備等の取組が必要である。

17の戦略分野等におけるリ・スキリング・人材確保に向けた取組

強い経済の実現に向けて、17の戦略分野及びそれを支えるエッセンシャルワーカーを始めとした分野における人材を育成・確保するため、各分野の業所管省庁による主体的な取組と、厚生労働省、経済産業省、文部科学省による支援策とを有機的に連携させることで、スキル標準の可視化から、プログラム開発・提供までスピード感をもって一貫通貫で支援する取組を進める。



成長分野等におけるリ・スキリングプログラム開発事業

令和9年度要求・要望額 33,703百万円
うち「強く豊かな日本」投資枠 33,703百万円
(新規)



文部科学省

概要

- 「量子・航空・宇宙、コンテンツ、創薬などの**17の戦略分野**については、**大胆な投資促進**、国際展開支援、**人材育成**、研究開発、産学連携、国際標準化、防衛調達を含む官公庁による調達、規制・制度改革といった、**供給及び需要の両面にアプローチする多角的な観点からの総合支援策を講じる**こととしている。【第221回国会における高市内閣総理大臣施政方針演説（令和8年2月20日）】。
- 他方、これらの成長投資を実行するためには、研究開発人材のみならず、実装・製造・保守・運用、AI・データ活用、事業化、標準化、海外展開等を担う人材の確保が不可欠であり、**人材不足が成長投資のボトルネックとなる**おそれがある。
- このため、17の戦略分野ごとに、関係省庁、産業界、大学・高専等からなる分野別WGを設置し、**各分野における人材需要、必要となる人材像・スキル、リ・スキリングによる定量効果を明確化**する。
- その上で、大学等において、産学官連携による短期の実践型のリ・スキリングプログラムを開発・実施し、学修成果の可視化、企業での職務活用、効果測定まで一体的に支援することにより、**17の戦略分野の官民投資ロードマップを支える全国的な人材供給基盤を構築**する。
- 本事業は、個別大学における講座開発にとどまらず、**17の戦略分野の官民投資ロードマップを実行するための人材供給インフラを全国に整備するもの**であり、**各分野の人材不足緩和、労働生産性向上、付加価値やGDP押上げに資するリ・スキリングエコシステムを形成し、「人への投資の好循環」を成長分野において実装**を目指す。

予算

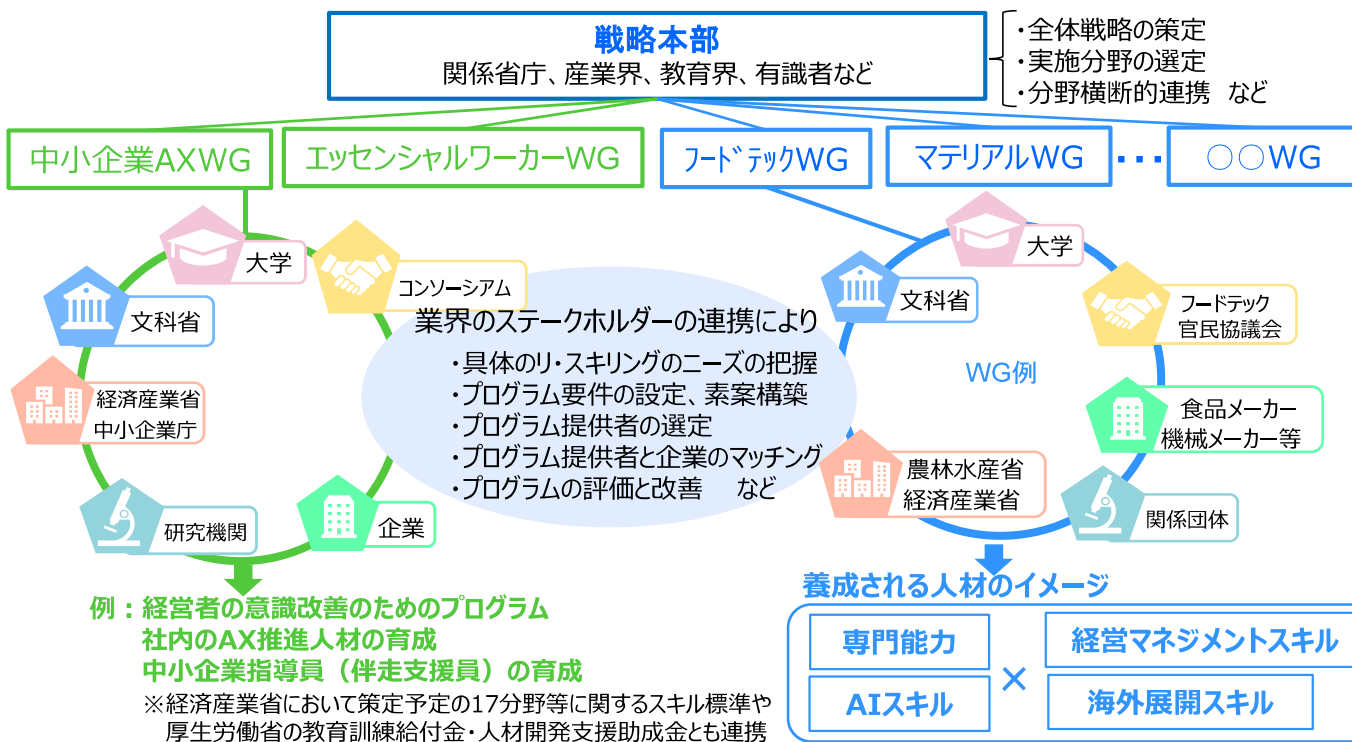
- 戦略分野WG：17WG×10億円
(WG運営1億円＋3分類×6大学等×5,000万円)
- 中小企業AXWG：1WG×71.5億円
(WG運営1億円＋47都道府県×3大学等×5,000万円)
- エッセンシャルワーカーWG：1WG×95億円
(WG運営1億円＋47都道府県×4大学等×5,000万円)

リ・スキリングニーズ（例）

- AI実装人材
各分野の現場の専門能力 × 最新のAIスキル
- 複数領域の知見を有する人材
フードテック × 国際ビジネス 等
- 各分野に関する専門性向上、最新の知見の習得等

分野	必要の人材像
フードテック	工場メンテナンス・工場新設の担当人材
	プラント設計・運営・管理人材
	食品機械メンテナンス等人材
	新規食品の品質等管理人材
マテリアル	AI駆動マテリアル研究開発人材
造船	船舶の設計・研究開発等を担う技術者
	船舶の建造現場を担う技能者
	法務人材

事業実施プロセス（イメージ）



「学び続ける社会」の実現に向けた大学の全学的体制整備支援

令和9年度要求・要望額
うち「強く豊かな日本」投資枠

21,008百万円
21,008百万円
(新規)

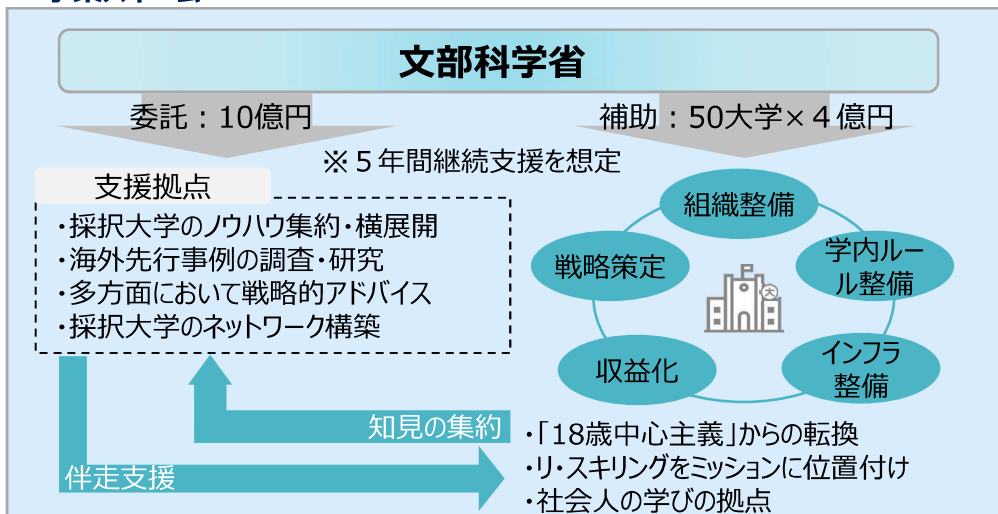


背景

- これからの時代における大学は、『**18歳中心主義**』という前提を改め、…**社会人の受入れ…キャンパスのダイバーシティを支える環境整備等が必要**である』。
【我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）（令和7年2月21日中央教育審議会）】
- 戦略17分野をはじめとする成長分野で活躍する人材のリ・スキリングプログラムを充実させるためにも、**リ・スキリングを大学のミッションとして明確に位置付け、全学的な体制を整備することが不可欠**。
- 一方、現状、多くの大学において、経営戦略にリ・スキリングが位置付けられておらず、**学内組織や体制、インフラ、ルールなどの整備が不十分**であり、持続可能な形で質の高いリ・スキリングプログラムを提供できる体制が整っているとは言えない。
- 大学が、**「学び続ける社会」の拠点としての機能強化を図る**ことができるよう、**学内変革に向けた総合的な支援**を行う。

事業内容

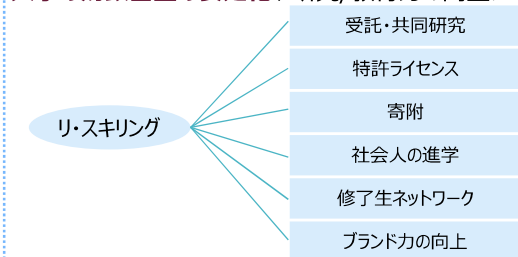
事業スキーム



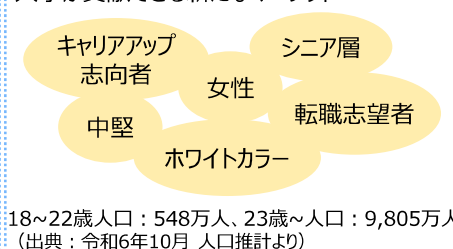
目指す姿

各採択大学において、**5年後の「大学全体の収入に占めるリ・スキリング関係収入」に関する目標値**（〇%以上、現在の〇倍以上など）を設定し、達成を目指す。

リ・スキリングによる企業とのリレーション強化やブランド力の向上により、社会・企業・学生に「**選ばれる大学**」となり、**大学の財政基盤の安定化**や研究/教育力の向上に寄与



リ・スキリングのニーズは幅広い層にわたっており、18歳人口が減少する中、大学が貢献できる新たなマーケット



支援対象

※地域で必要とされるエッセンシャルワーカーのリ・スキリングなど地方創生や産業成長に資するプログラムを提供することを必須要件とする

戦略策定

- 理念の確立・**経営戦略での位置づけ明確化**（リ・スキリングを大学のミッション、収益の柱の一つに設定）
- 成長モデルの構築・**中長期の戦略策定**
- 事業戦略の策定**（収益化戦略、マーケティング戦略など）

全学的な体制整備

- 【組織整備】
 - 全学横断的な組織の設置**及び**専属の幹部職員（統括責任者）**の配置
 - リ・スキリング**専属職員・教員**、キャリアコンサルタントの配置、学外講師の積極採用
 - 産業界の動向や学内の仕組みに知見のあるコーディネーター配置
- 【学内ルール整備】
 - 意思決定プロセスへの経営陣の参画
 - 適正な受講料設定**のための規程改正、収益配分ルール設定
 - 柔軟な履修制度**の活用促進（長期履修制度、単位累積加算制度）
 - リ・スキリング担当**教員の評価・報酬体系の整備**（インセンティブ付与）
- 【インフラ整備】
 - オンライン提供・LMS（ラーニングマネジメントシステム）等の**学習基盤整備**
 - 卒業生の**アルumnネットワーク**の結成 / 卒業生・受講生のデータ活用
 - 転職支援環境の整備

収益化

- 社会、地域、企業のニーズ把握と**収益化計画の策定**
- 企業との連携協定**等の締結促進、受講生確保
- 地域プラットフォームの形成・企業とのスキルマッチング**による修了者の処遇改善支援
- 企業に対するプログラムの積極的な広報

ハーバード大学：全学ポートフォリオ経営（モデル事例）

- 多様な成人向けのコースを提供し、リ・スキリングプログラム授業料が収益の大きな柱（大学全体の収入の8% cf: 学位プログラム13%、民間からの研究費6%）。
- 中央統括組織**が全学としてのリ・スキリングの戦略策定・資源配分を一元的に担う。
- コーディネーターの役割を担うポスト**に、MBA保持者や産学連携プロジェクト経験者を配備。
- 担当する教員・職員に対して**競争力の高い報酬**を付与。

(担当：総合教育政策局生涯学習推進課)

産学連携・スキリングによる社会人修士・博士育成事業

令和9年度要求・要望額 5,306百万円
うち「強く豊かな日本」投資枠 5,306百万円
(新規)



背景・目的

- 我が国における大学院への社会人入学者数は頭打ち状態にあり、博士人材数の伸び悩み、高度専門人材の産業界での活用不足、国全体の生産性停滞に繋がっている。
- 17の戦略分野などの成長分野（バイオ、AI・半導体、蓄電池など）では、**修士・博士レベルの高度な専門知識・研究力を備えた人材ニーズ**が高まっており、新卒学生の育成のみではなく、**社会人のリ・スキリングによっても人材を確保していくことが急務**。博士レベルの知は産業・社会実装に不可欠であり、博士人材を社会で循環させる設計は、国全体の競争力・成長に直結する。この体制を構築するためには、**経営層を含む社会人が働きながら修士課程・博士課程まで進める履修形態や学びが処遇改善に確実に繋がる基盤**を整備することが必要。

概要

- 大学と企業が包括連携協定を締結するなど協働**し、企業の人材戦略と連動した人材育成計画を共同で策定した上で、**社会人が働きながら修士課程・博士課程で学ぶことができる環境整備**（特別コース等を整備し、受講期間、開講時間、履修方法等に配慮した柔軟な教育プログラムを提供するなど）を行う。大学院での学修は、企業の研究開発課題や業務課題の解決、産学共同研究等と連携して実施するなど、**学びと労働を接続した実践的な人材育成**を推進する。
- 短期リ・スキリングプログラムから修士課程・博士課程への接続を促進するとともに、企業ニーズに基づく研究成果の単位認定や、**修了後の配置・処遇への反映を通じて、継続的な学びとキャリア形成を支援**する。こうした取組を通じて、**大学・企業間の連携体制の構築、人材育成計画の高度化、優良事例の横展開**を図り、社会人が修士課程・博士課程で学ぶことが当たり前となる社会の実現を目指す。

予算

53億円/年×6年

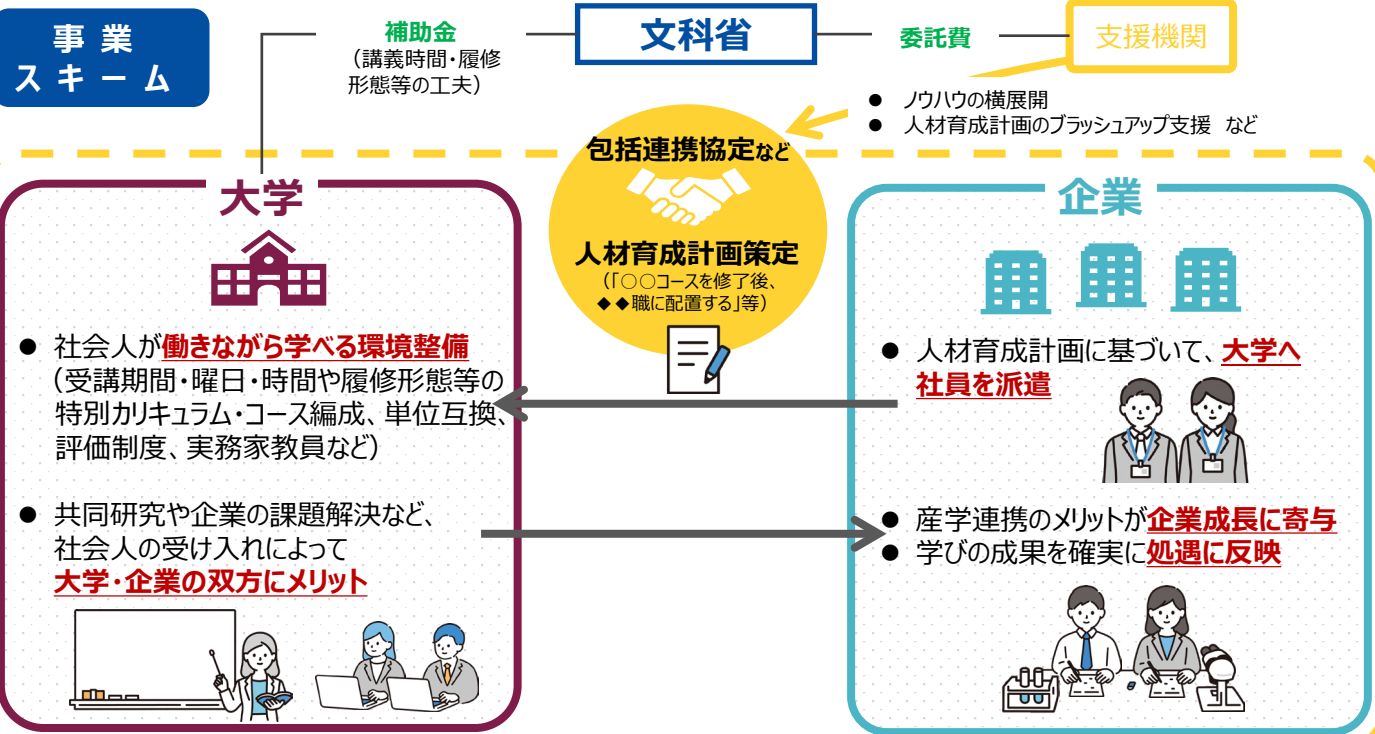
- 大学（補助1億円×50件）
- 支援機関（委託3億円×1件）
 - 採択業務
 - 大学と企業のマッチング支援
 - 連携企業の人材育成計画に対する戦略的アドバイス
 - 採択大学のノウハウ集約・横展開
 - 周知広報 など

目指す社会

- 大学と企業が強いに連携し、**修士課程・博士課程まで一気通貫の計画的なハイレベル企業人育成**
- 学びと労働が接続し、**「学び直しが当たり前」の社会の実現**



事業スキーム



リスキリングにおける
現状の支援策

大学・大学院の課程や
プログラムを活用可能なもの
(案)

<個人向け>

教育訓練給付金（厚生労働省）	1
教育訓練休暇給付金（厚生労働省・2025年10月より）	2
リ・スキリング等教育訓練支援融資（厚生労働省・2025年10月より）	3
リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業（経済産業省）	4
奨学金制度（文部科学省）	5

<企業向け>

人材開発支援助成金（厚生労働省）	6
------------------	---

<その他>

活用事例イメージ	7・8
----------	-----

教育訓練給付金（厚生労働省）



- ✓ **概要** 雇用保険の被保険者等が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、受講費用の一部を雇用保険により支給
- ✓ **支給申請時期** 特定一般教育訓練給付金、一般教育訓練給付金は受講後1か月以内にハローワークに申請、専門実践教育訓練給付金は、受講開始日から6か月ごとにハローワークに申請。



種 類	対象教育訓練	講座指定要件	給付率・上限
専門実践 教育訓練給付金	特に労働者の中長期的 キャリア形成に資する教育訓練	専門職大学院課程、職業実践力プログラム (BP)、専門学校キャリア形成プログラム(CP)、 外国大学院の経営管理の学位課程 等	経費の50%(年間上限40万円) ※一定の要件を満たした場合 最大80%(年間上限64万円)
特定一般 教育訓練給付金	特に労働者の速やかな再就職及び 早期のキャリア形成に資する教育訓練	短時間のB P・C P (60時間以上) 等	経費の40%（上限20万円） ※一定の要件を満たした場合 最大50%（上限25万円）
一般 教育訓練給付金	上記以外の雇用の安定・就職の 促進に資する教育訓練	①公的職業資格又は修士若しくは博士の 学位等の取得を訓練目標とするもの ②①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練 効果の客観的な測定が可能なもの	経費の20%（上限10万円）

申請・問い合わせ先：ハローワーク
(参考) [教育訓練給付金](#) | [厚生労働省](#)

教育訓練休暇給付金（厚生労働省・2025年10月より）



- ✓ **概要** 雇用保険の被保険者が自発的に教育訓練を受けるために無給の休暇を取得した場合に、失業給付(基本手当)に相当する給付を雇用保険により支給
- ✓ **申請時期** 休暇開始後、事業主、本人がそれぞれ必要な手続を行ったうえで、休暇開始日から30日ごとにハローワークで休暇を取得していることについて認定を受ける。



対象者

以下の要件を満たす雇用保険被保険者（在職中の者）

- ・ 休暇開始前2年間に12か月以上の被保険者期間があること
- ・ 休暇開始前に5年以上、雇用保険に加入していた期間があること

受給要件

以下の全ての要件を満たす休暇を取得すること

- ・ 就業規則や労働協約等に基づく休暇
- ・ 教育訓練の受講のために労働者が自発的に希望し、事業主の承認を得て取得する30日以上は無給の休暇
- ・ 以下のいずれかの教育訓練等の受講のための休暇
 - ① 学校教育法に基づく大学等が提供する教育訓練等
 - ② 教育訓練給付金の指定講座を有する法人等が提供する教育訓練等
 - ③ 職業に関する教育訓練として職業安定局長が定めるもの



内容

受給期間： 休暇開始日から起算して1年間

給付日額： 休暇開始日前6か月の賃金日額や年齢に応じて算定

給付日数： 雇用保険の加入期間に応じて90日、120日、150日のいずれか

申請・問い合わせ先：ハローワーク

（参考）[教育訓練休暇給付金](#) | 厚生労働省

リ・スキリング等教育訓練支援融資（厚生労働省・2025年10月より）



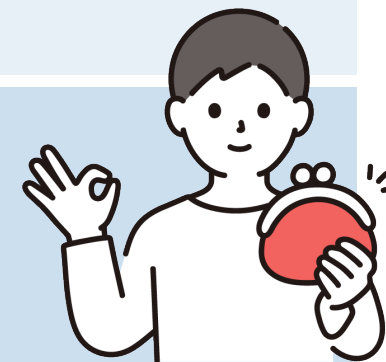
- ✓ **概要** 雇用保険被保険者以外の者が、生活費面の不安なく教育訓練に専念し、スキルアップ等を実現できるようにするため、これらの者が自ら選択した教育訓練を受けるに当たって必要となる「教育訓練費用」と「教育訓練期間中の生活費」を融資。また、訓練修了後の賃金が訓練開始前の賃金と比較して増加する等の条件を満たした場合、債務残高の一部を返済免除する。
- ✓ **申請時期** ハローワークで職業相談・キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成した上で融資申込

対象者

- ・ハローワークに求職の申込みを行っていること
- ・雇用保険被保険者や受給資格者ではないこと
（雇用保険の適用がない雇用労働者や離職者、フリーランスなど）
- ・過去3年以上の就業経験があること など

内 容

- 以下、最長2年間分。年収200万円未満の者や離職者に対しては最長1年間分
- ・教育訓練費用の貸付上限：年間120万円
 - ・生活費用の貸付上限：年間120万円（10万円 × 12ヶ月）
 - ・貸付利率：年2.0%
 - ・返還期間：教育訓練修了後から1年間（据置期間）経過後、10年間以内
 - ・その他：一定条件で返済免除措置あり（訓練修了後の賃金増加など）



申請・問い合わせ先：ハローワーク

（参考）：[リ・スキリング等教育訓練支援融資](#) | [厚生労働省](#)

リスキングを通じたキャリアアップ支援事業（経済産業省）

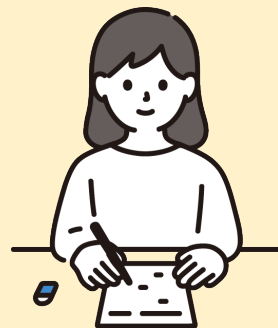


- ✓ 概要 在職者に対してキャリア相談・リスキング講座の受講・転職支援を一体的に支援。受講終了した場合は受講費用の50%相当額（最大40万円）補助、転職完了後1年間継続的に就業した場合は、追加的に受講費用の20%（最大16万円）補助。
- ✓ 申請時期 随時受付（※講座の開講時期は補助事業者によって異なる。）

キャリアプランについて相談



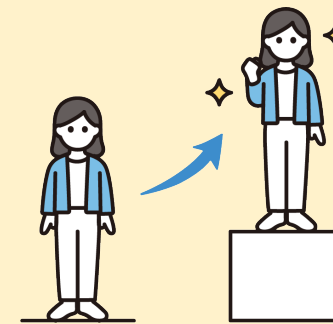
プログラム受講によるリスキング



転職相談・職業紹介



キャリアアップの実現



キャリア相談、リスキング、転職までを一体的に支援

申請・問い合わせ先：補助事業者 ([list_jigyousha.pdf](#))

（参考）[リスキングを通じたキャリアアップ支援事業](#)

奨学金制度 (社会人が対象となる代表的なもの) (文部科学省)



	制度名	対象	支援内容
国内	① 第一種奨学金 (貸与・無利子) 第二種奨学金 (貸与・低利子)	大学・大学院・専門学校などに在籍する社会人学生 ※過去に日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けたことがあっても申請可能	学費等を無利子で貸与 ・大学学部：最大76.8万円／年 ・大学院 (修士)：最大105.6万円／年 学費等を低利子で貸与 ・大学学部：最大144万円／年 ・大学院 (修士)：最大180万円／年
	② 海外留学支援制度 (給付) 大学院学位取得型 ※特別枠あり	支援期間開始時に企業等に雇用されていない社会人学生が、大学院の学位取得を目的として留学する場合 (修士の場合は35歳未満、博士の場合は40歳未満が対象) ※特別枠は、上記かつ、世界トップレベル大学の理系博士課程に進学を希望する場合	月額：最大38.8万円 ※特別枠の月額：最大83.3万円 渡航支援金：1万円
海外	③ 第二種奨学金 (海外) (貸与)	社会人学生が学位取得を目的として留学する場合	学費等を低利子で貸与 ・大学学部：最大144万円／年 ・大学院 (修士)：最大180万円／年

申請時期：①年2回 (春と秋)、②年1回 (秋)、③毎月 (5月～12月)

※大学・大学院・専門学校などに進学して「学生」として在籍していること。さらに学力基準や家計基準などを満たす必要有。

進学のために離職した場合には、家計の状況により、家計基準の判定において離職後の収入に基づいた選考を行うことができる。

※大学院修士課程においては授業料後払い制度も利用可能。

(参考) [奨学金制度の種類と概要 | JASSO](#)

※企業等による奨学金の代理返還支援 (代理返還) 制度も活用可能

企業等が社員の貸与型奨学金の返還をサポートすると、

・企業等にとって、法人税について、給与として損金算入が可能なほか、「賃上げ促進税制」の対象となる

・社員にとって、所得税が非課税となり得るといった税制上のメリットがあり、企業等にとっては毎月の返還支援を通じて人材定着等に効果がある制度である

(参考) [企業等の奨学金返還支援 \(代理返還\) 制度 | JASSO](#)



奨学金の代理返還支援 (代理返還) 制度

申請・問い合わせ先：所属の大学、進学先の大学院等

(参考) 日本学生支援機構奨学金相談センター (<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/toiawase/index.html>)

人材開発支援助成金（厚生労働省・2027年4月より）



概要

企業が従業員に大学や研修機関において職務に関連した訓練を実施する場合、訓練経費と従業員の受講中の賃金の一部を助成。



申請時期

訓練開始の6か月前から1か月前までに計画届を提出。



コース名	内容	助成額
訓練実施コース	○企業が10時間以上のOFF-JTによる訓練や、OJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を業務命令で実施した場合に、訓練経費等を助成 ※<u>大学・大学院での訓練</u>や高度デジタル人材育成のための訓練について<u>高率助成</u> ○業界団体等がスキル可視化・標準化や訓練プログラムを開発し、傘下の事業主に訓練を実施した場合に、訓練経費を助成 ※<u>スキル可視化・標準化やプログラム開発経費</u>について<u>高率助成</u>	○企業 <経費助成> 中小企業：経費の45～75% 大企業：経費の30～60% <賃金助成> 中小企業：800円～1000円／時間／人 大企業：400円～500円／時間／人 ○業界団体等（助成上限1億円） <経費助成> 可視化・標準化：経費の75%（上限500万円） プログラム開発：経費の75%（上限1,000万円） 訓練実施：経費の30～45%
休暇制度導入コース	○企業が教育訓練休暇制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	<経費助成> 中小企業：20～30万円／回 大企業：20～30万円／回 <賃金助成> ※長期教育訓練休暇制度のみ 中小企業：1,000円／時間／人 大企業：500円／時間／人

非正規課程（履修証明プログラム・短期プログラム等）の活用イメージ

履修証明

社会基盤メンテナンスエキスパート
養成講座

愛媛大学

① 土木構造物に携わる行政管理者および民間の建設技術者に橋梁やトンネルなどの点検・診断、補修設計、長寿命化計画の策定方法を教授し、社会基盤構造物の健全な維持管理に貢献できる人材を育成する。

② 社会基盤構造物の維持管理に必要な知識と技術、マネジメント能力、点検および診断能力

③ 官公庁等土木技術者、建設業界技術者、その他の者

④ 2カ月 ⑤ eラーニングの活用、Web・VR等の活用

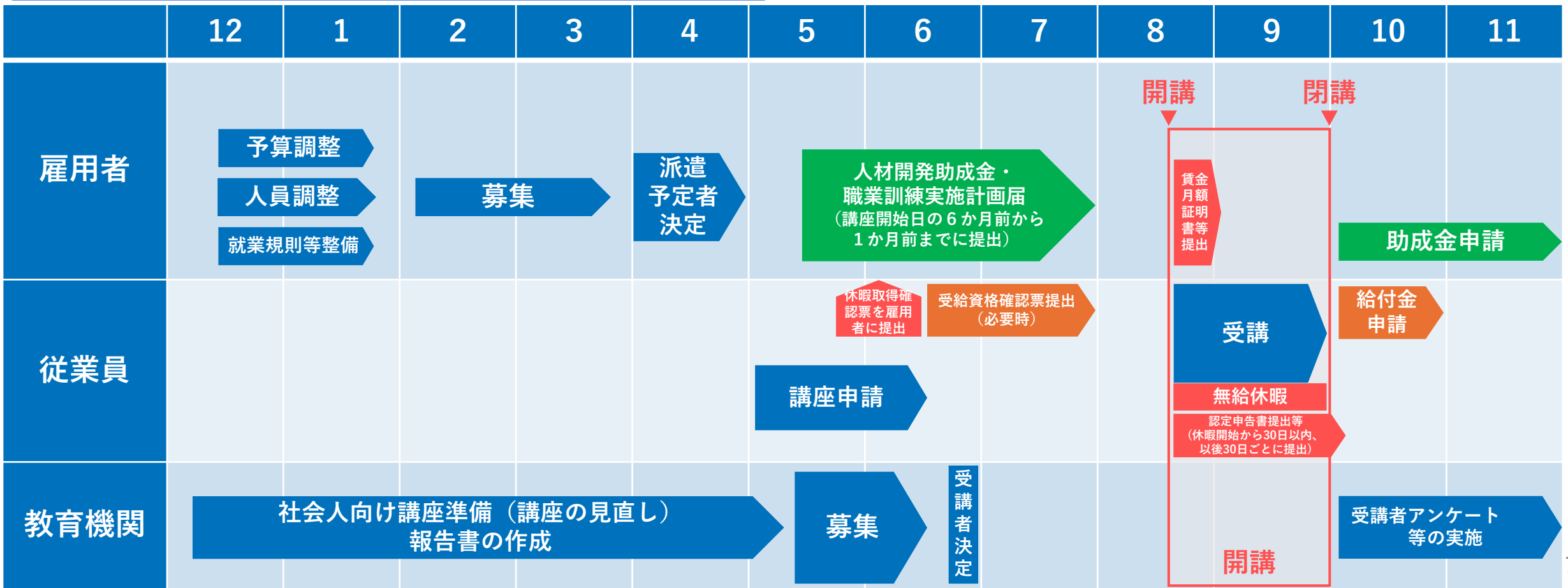
・開催時期：年1回1か月程度、毎年8,9月中に開催（募集期間:5,6月）
・受講料24万円（令和8年度～）



座学と演習、さらに各構造物のフィールドワークによる学習

＜活用できる支援金＞

- 雇用者：人材開発助成金（受講料を企業が支払う場合）
- 従業員・個人：教育訓練給付金（受講料を個人が支払う場合）
教育訓練休暇給付金



正規課程の活用イメージ

修士課程

看護福祉学研究科看護学専攻高度実践コース
(ナースプラクティショナー養成課程)

北海道医療大学

- ① 地域において、疾病の予防からその回復までのプライマリ・ケアを総合的・継続的に担うことができるナースプラクティショナーを育成する。
 - ② 地域アセスメント、医療安全、エビデンスに基づいた医療の提供、疾病予防・管理、病態生理学、薬理学、ヘルスアセスメント、看護倫理等の知識 等
 - ③ 看護師（看護師免許を有し、3年以上看護職に従事している者）
 - ④ 2年
 - ⑤ サテライトキャンパス、夜間・週末の開講、集中講義、Web-Learning、長期履修
- ・大学出願受付期間：年2回、毎年9月と12月 ※下表は9月の受付を想定
・費用：検定料3万円、入学金20万円、授業料80万円、実習費62万円



サテライトキャンパスでの授業の様子

＜活用できる奨学金＞

- ・従業員・個人：無利子・有利子貸与奨学金（日本学生支援機構）

＜活用できる支援金＞ ※貸与奨学金と併用可

- ・従業員・個人：教育訓練給付金（受講料を個人が支払う場合）

教育訓練休暇給付金

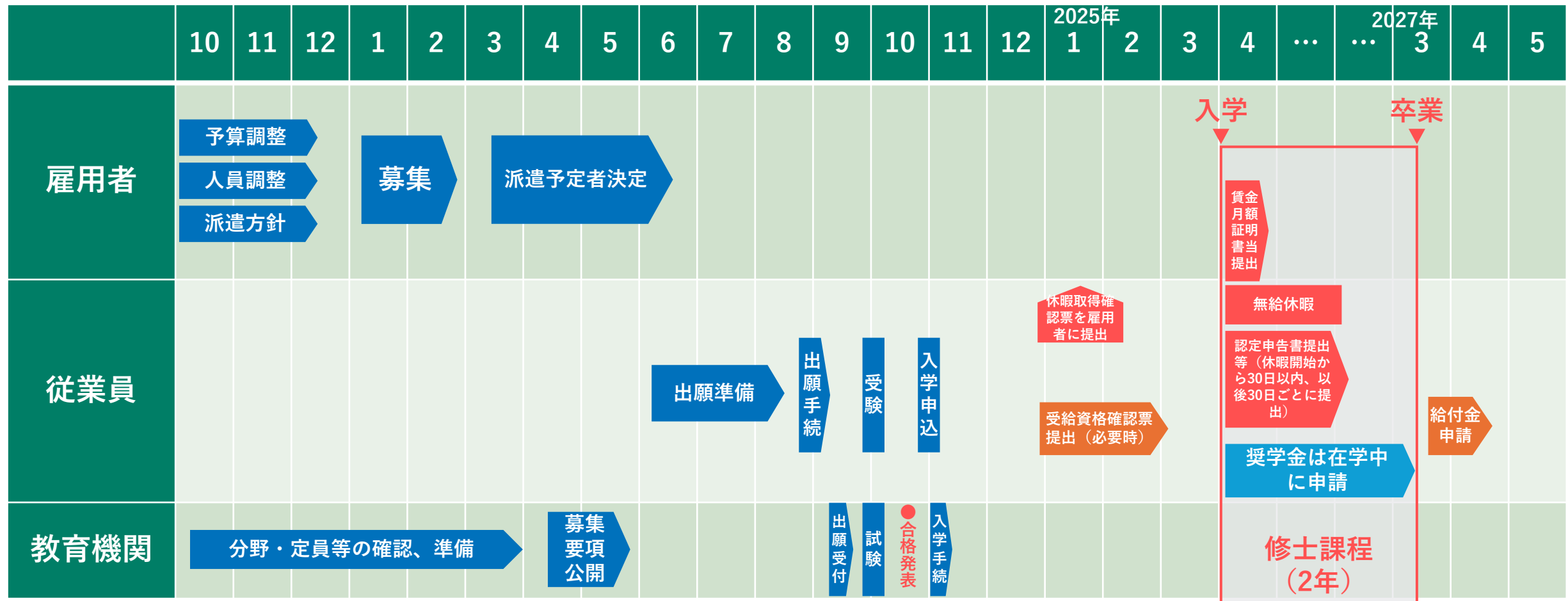
内部実施

助成金申請行為

給付金申請行為

休暇給付金申請行為

※申請・問い合わせ先：奨学金は所属の大学、進学先の大学院等、給付金はハローワーク



3 文科高第 1585 号

令和 4 年 3 月 22 日

各 国 公 私 立 大 学 長
独 立 行 政 法 人 大 学 入 試 セ ン タ ー 理 事 長
独 立 行 政 法 人 大 学 改 革 支 援 ・ 学 位 授 与 機 構 長
各 国 公 立 高 等 専 門 学 校 長
大 学 又 は 高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長
大 学 又 は 高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 各 学 校 法 人 の 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

殿

文部科学省高等教育局長

増 子 宏
(公 印 省 略)

大学院設置基準等の一部を改正する省令の施行について（通知）

この度、別添 1 のとおり「大学院設置基準等の一部を改正する省令」（令和 4 年文部科学省令第 6 号）（以下「改正省令」という。）が、令和 4 年 3 月 22 日に公布され、同日から施行されることとなりました。

今回の改正は、「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成 30 年 11 月 26 日中央教育審議会）において、大学が多様な学生を受け入れるためにリカレント教育を推進すること及び大学が時代の変化に応じ多様な教育プログラムを迅速かつ柔軟に編成できるようにすることなどが提言されたことなどを踏まえ、リカレント教育の推進や、大学院における高度な専門教育に関し、より多くの人々がアクセスしやすい取組の促進に向け、「大学院（専門職大学院を含む。）が実施する履修証明プログラムについて、当該大学院が大学院教育に相当する水準を有すると認める場合、当該履修証明プログラム全体に対する単位授与を可能とする」ものです。

これらの法令改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運

用に当たっては遺漏なきようお願いいたします。

記

第1 改正の概要

1 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）の一部改正

(1) 大学院における履修証明プログラムへの単位授与

大学院は、大学院の定めるところにより、当該大学院の学生以外の者で学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。いわゆる「履修証明プログラム」のこと。）を履修する者（以下「特別の課程履修生」という。）に対し、単位を与えることができることとすること。

(2) その他

その他の所要の規定を整備することとすること。

2 専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）の一部改正

(1) 専門職大学院における履修証明プログラムへの単位授与

専門職大学院は、専門職大学院の定めるところにより、当該専門職大学院の特別の課程履修生に対し、単位を与えることができることとすること。

(2) その他

その他所要の規定の整備を行うこととすること。

第2 留意事項

1 大学院における特別の課程への単位授与について

(1) 今般の改正は、大学院が実施する特別の課程について、当該大学院が大学院教育に相当する水準を有すると認める場合において、単位授与を可能とするものであること。また、特別の課程について単位授与する場合は、当該特別の課程の履修資格を有する者が、大学院入学資格を有する（学校教育法第102条第1項の規定により大学院に入学することができる）者であるものに限ること。

(2) 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学院に入学する前に特別の課程の履修により修得した単位を、15単位を超えない範囲で、当該大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができること。

(3) 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学院に入学した後に行う、特別の課程（当該特別の課程の履修資格を有する者が、大学院入学資格を有する者であるものに限る。）における学修を、当該大学院における授業科目の履修とみなし、15単位を超えない範囲で、当該大学院の定めるところにより単位を与えることができること。

(4) 大学院が第2の1(2)及び(3)により当該大学院における授業科目の履修とみなし与えることができる単位数は、合わせて20単位を超えないこととする。

(5) 大学院は、履修証明プログラムの内容・水準、学修成果の評価方法、履修時間等を勘案して、単位授与の際の目安をあらかじめ設定すること。また、単位を授与する大学院が特別の課程履修生に対して単位を与える場合には、当該大学院は、当該特別の課程が、大学院教育に相当する水準を有するものであることを確認する必要がある、その際、特別の課程の編成に当たってあらかじめ公表すべき事項とされているものについて、当該特別の課程を編成する大学院に確認することが考えられること。

2 専門職大学院における特別の課程への単位授与について

(1) 第2の1(1)に同じ。

(2) 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学院に入学した後に行う、特別の課程（当該特別の課程の履修資格を有する者が、大学院入学資格を有する者であるものに限る。）における学修を、当該専門職大学院における授業科目の履修とみなし、所定の単位数を超えない範囲で、専門職大学院の定めるところにより単位を与えることができること。

- ・法科大学院・教職大学院以外の場合

当該専門職大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の2分の1

- ・法科大学院の場合

30単位（ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、そのを超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。）

- ・教職大学院の場合

当該教職大学院が修了要件として定める45単位以上の単位数の2分の1

(3) 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学院に入学する前に特別の課程の履修により修得した単位を、第2の2(2)により専門職大学院が授与する単位と合わせて所定の単位数を超えない範囲で、当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができること。

- ・法科大学院・教職大学院以外の場合

当該専門職大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の2分の1

- ・法科大学院の場合

30単位（第2の2(2)により30単位を超えてみなす単位を除く。）

- ・教職大学院の場合

当該教職大学院が修了要件として定める45単位以上の単位数の2分の1

(4) 第2の1(5)に同じ。

- 3 これらを踏まえ、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について（通知）」（令和元年 8 月 13 日付け文部科学省高等教育局長通知（元文科高第 328 号）の別添 4「大学等における履修証明制度の運用及びその履修者に対する単位授与等に関する留意事項について」を改正し、本通知の別添 2 としたこと。

本件担当

文部科学省高等教育局大学振興課

大学改革推進室大学院第一係

電話：03－5253－4111（内線 3312）

○文部科学省令第六号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第四百四十二条の規定に基づき、大学院設置基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十二日

文部科学大臣 末松 信介

大学院設置基準等の一部を改正する省令

（大学院設置基準の一部改正）

第一条 大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(大学設置基準の準用) 第十五条 大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第二項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校」の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第百五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができるときであるものに限る。）における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二
改正前	(大学設置基準の準用) 第十五条 大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項及び第三項、第三十条の二並びに第三十一条（第二項及び第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において準用する第三十一条第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十条第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において修得したものともみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、また、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場

項」と、「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができ、る者であるものに限る。）を履修する者」と読み替えるものとす

（専門職大学院設置基準の一部改正）

第二条 専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(特別の課程の履修等) 第十三条の二 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が行う学校教育法第一百五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第二百一条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修を、当該専門職大学院における授業科目の履修とみなし、専門職大学院の定めるところにより単位を与えることができる。 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。 (入学前の既修得単位の認定) 第十四条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、当該専門職大学院に入学した後の当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位（第十二条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。 (特別の課程の履修等)	「条を加える。」 (入学前の既修得単位の認定) 第十四条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該専門職大学院に入学した後の当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位（第十二条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

第二十一条の二 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が行

う学校教育法第百五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修を、当該法科大学院における授業科目の履修とみなし、法科大学院の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位を超えないものとする。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第二十二条 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位（第十二条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（第二十一条第一項ただし書又は前条第二項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

（法学既修者）

第二十五条 [略]

2 [略]

「条を加える。」

（入学前の既修得単位の認定）

第二十二条 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位（第十二条の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（同条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

（法学既修者）

第二十五条 [略]

2 [略]

3 第二項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数（第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）は、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十一条の二第二項及び第二十二條第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（第二十一条第一項ただし書又は第二十一条の二第二項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

（特別の課程の履修等）

第二十七条の二 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が行う学校教育法第百五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二條第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修を、当該教職大学院における授業科目の履修とみなし、教職大学院の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により当該教職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第二十八条 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該教職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、当該教職大学院に入学した後の当該教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該教職大学院において修得した単位（第十二條の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわら

3 第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数（第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）は、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十二條第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（第二十一条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

「条を加える。」

（入学前の既修得単位の認定）

第二十八条 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該教職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該教職大学院に入学した後の当該教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該教職大学院において修得した単位（第十二條の二の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわら

ず、第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項の規定により当該教職大学院において修得したものとみなす単位数及び次条第三項の規定により免除する単位数と合わせて当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。	ず、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該教職大学院において修得したものとみなす単位数及び次条第三項の規定により免除する単位数と合わせて当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

(学校教育法施行規則の一部改正)

第三条 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	第百六十四条〔略〕 2・4〔略〕 5 大学は、特別の課程の編成に当たつては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、大学設置基準第三十一条第二項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学院設置基準第十三条の二、第二十一条の二及び第二十七条の二、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項並びに専門職短期大学設置基準第二十五条第二項の規定による単位の授与の有無、実施体制その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。 6・7〔略〕
改正前	第百六十四条〔略〕 2・4〔略〕 5 大学は、特別の課程の編成に当たつては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、大学設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十七条第二項及び専門職短期大学設置基準第二十五条第二項の規定による単位の授与の有無、実施体制その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。 6・7〔略〕
備考 表中の「」の記載は注記である。	

第四条 専門職大学院設置基準の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

本則の表改正前欄の専門職大学院設置基準第二十二条第二項中「前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」を「第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」及び前条第一項」に、「同条第一項ただし書」を「第二十一条第一項ただし書又は前条第二項ただし書」に改める。

本則の表改正後欄の専門職大学院設置基準第二十二条第二項本文中「前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。」を、「第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。」及び前条第一項」に、「同条第一項ただし書」を「第二十一条第一項ただし書又は前条第二項ただし書」に、同項ただし書中「前条第一項」を「第二十一条第一項及び前条第一項」に、「同条第一項ただし書」を「第二十一条第一項ただし書又は前条第二項ただし書」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

大学等における履修証明制度の運用及びその履修者に対する単位授与等に関する留意事項について（令和4年3月22日改正）

1 履修証明制度の概要及び経緯

- ① 大学（専門職大学，大学院（専門職大学院を含む。以下同じ。）及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。），高等専門学校及び専修学校（専門課程を置くものに限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）においては，科目等履修生制度や公開講座等を活用して，その教育研究の成果を社会へ提供する取組が行われてきたところであるが，より積極的な社会貢献を促進するため，学生を対象とする学位プログラムの他に，社会人等の学生以外の者を対象とした一定のまとまりのある学修プログラム（以下「履修証明プログラム」という。）を開設し，その履修者に対して法令に基づく履修証明書を交付できるよう，学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行により履修証明制度が創設され，大学等において同制度が位置付けられているものであること。
- ② 履修証明制度は，大学等における社会人等を対象とした様々な学習機会の提供を一層促進するために制度上の位置付けをしたものであり，各大学等が実施する類似の取組を制約するものではないこと。一方，学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第164条に基づき編成された履修証明プログラムについては，これを修了した者に交付される履修証明書を学校教育法に基づくものとして位置付け，履修証明書にその旨を記載することが可能であること。
- ③ 大学等における履修証明は，各大学等の自主性・自律性に基づき，多様な分野において多様な取組が行われることを期待しており，履修証明プログラムの目的，分野，内容，修了要件については各大学等において適切に設定されるべきものであること。
- ④ 履修証明制度については，各大学等における実施状況や「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日中央教育審議会）における提言等を踏まえ，社会的なニーズの高まりに応じてリカレント教育を推進するため，学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成31年文部科学省令第2号）の施行により，総時間数の下限について「120時間以上」から「60時間以上」に短縮されるとともに，学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第11号）及び大学院設置基準等の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令第6号）が施行され，大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第2項等の規定により，大学の定めるところにより当該大学の学生以外の者で履修証明プログラムを履修する者に対して単位を与えることができることとすることに加え，履修証明プログラムの編成に当たってあらかじめ公表すべき事項として単位の授与の有無及び実施体制を新たに加えるなどの見直しがなされたこと。

2 履修証明プログラムの編成・実施

- ① 大学が履修証明プログラムを開設し，その履修者に対して法令に基づく履修証明書の交付を行うに当たって，文部科学大臣の認可や届出の手続は不要であること。なお，履修証明を行うことについて学則への記載は必須でないこと。

一方、学校教育法施行規則第 164 条第 5 項の規定に基づき、履修証明プログラムの編成に当たって、当該履修証明プログラムの名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件、単位の授与の有無（単位を授与する大学が編成する場合に限る。）、実施体制その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表する必要があること。なお、公表の方法としては、大学が作成するホームページや募集要項等への掲載が想定されること。

- ② 学校教育法施行規則第 164 条第 1 項においては、履修証明プログラムは体系的に編成することとされており、単に総時間数が 60 時間以上に達しているだけではなく、一つの課程としてまとまりのある内容とすることが必要であること。
- ③ 履修証明プログラムの総時間数については、当該課程を構成する講習若しくは授業科目又はこれらの一部の実時間数を合計したものであること。このため、履修証明プログラムの講習又は授業の方法としては、大学設置基準等に規定する講義、演習、実験、実習、実技等の面接授業、多様なメディアを高度に利用して行う授業の他、大学通信教育設置基準（昭和 56 年文部省令第 33 号）に規定する放送授業によることを想定しており、通信教育における印刷教材等による授業は想定していないこと。
- ④ 履修証明プログラムの履修資格は、高等学校卒業者や高等学校卒業程度認定試験の合格者、各大学による個別の入学資格審査の合格者等の大学入学資格を有する者のうちから各大学等が定める者に認められること。また、大学院が開設する履修証明プログラムの履修資格にあっては、大学院入学資格を有する者のうちから各大学院が定めることを想定していること。なお、履修証明プログラムは、社会人等の学生以外の者を対象として編成されるものであるが、当該大学等の学生が履修証明プログラムを履修し、履修証明書の交付を受けることを妨げるものはないこと。
- ⑤ 履修証明書の記載内容については、学校教育法施行規則第 164 条第 6 項の他、別添 3 の様式例を参照されたいこと。また、履修証明書の署名は、学長名の他、履修証明を実施する体制等に応じ、例えば学部長名や研究科長名等とすることも想定されること。
- ⑥ 履修証明プログラムを編成・実施するために整備すべき必要な体制としては、履修証明に関する学内委員会等を設けることが想定されるが、必ずしも専門の組織を新たに設けることを求めるものではなく、例えば、大学の生涯学習センター等の既存の組織においてその役割を担うことも想定されるものであり、履修証明プログラムの内容等に応じて各大学の判断により適切な体制を整備されたいこと。

また、必要な体制の整備に当たっては、履修証明プログラムが各大学の教育活動の一環であることに鑑み、大学設置基準第 7 条第 2 項等の規定に準じて行うことが求められること。

- ⑦ 履修証明プログラムにおける講習又は授業科目等の担当は、実施主体である大学の教員として位置付けられた者が、当該講習又は授業科目の実施計画を作成し、自ら講義等を実施し、履修者の成績評価を行うことが想定されているが、これらを補助する者として、例えば学外から講師を招聘することは可能であること。
- ⑧ 履修証明プログラムを実施するために固有に必要な教員数や校地・校舎面積の基準は定めていないが、履修証明プログラムを開設することにより学位を与える課程の教育に支障があってはならず、大学設置基準第 31 条第 4 項及び第 5 項等の規定により、学生以外の者を相当数受け入れる場合には、相当の専任教員や校地・校舎面積を増加するとともに、一クラス当たりの人数は教育効果を十分にあげられるような適当な人数とする必要があることに留意すること。

- ⑨ その際、「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（平成 19 年 7 月 31 日付け号文部科学省高等教育局長通知（19 文科高第 281 号））の第 1 (2) 五を踏まえ、大学設置基準第 31 条第 4 項の「相当数」については、個別具体の事例に即して判断されることになるが、例えば、科目等履修生等の数を履修科目の単位数を勘案して学生数に換算した上で、本来の学生数と合わせて収容定員を大幅に超える場合などが想定されること。また、同条第 5 項の「第 24 条の規定を踏まえ」については、一の授業科目について同時に授業を行う学生数並びに授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を踏まえるという趣旨であること。
- ⑩ 履修証明プログラムの修了者から履修証明書の再交付を求められた場合などに対応できるよう、学位を与える課程の学籍に関する記録に相当するものを作成しておくことが求められること。その保存期間については、学校教育法施行規則第 28 条第 2 項の規定に準じて取り扱うことが期待されること。
- ⑪ 履修証明制度の社会的認知及び評価を高めるため、各大学においては、社会や産業界の教育ニーズも踏まえながら、履修証明プログラムの内容及び方法等の不断の改善に努めるとともに、当該プログラムの学修成果や各種検定・資格等との連携、修了者の活躍状況等について、公表内容の充実に努めること。
- ⑫ 高等専門学校及び専修学校における履修証明については、上記①～⑪に準じて取り扱うものとする。

3 大学等における履修証明プログラムの履修者に対する単位授与等

- ① 履修証明プログラムは、社会人等の学生以外の者を対象として開設されるものであり、大学に学生として在籍し、所要の単位を修得して学位を取得するための学位を与える課程とは異なるものであることから、履修証明プログラムの修了そのものに対して直ちに単位を授与できるものではないこと。

ただし、大学設置基準第 31 条第 2 項等の規定により、単位を授与する大学は、当該大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で履修証明プログラムを履修する者に対し、単位を与えることが可能であること。

また、同基準第 29 条第 1 項等の規定により、単位を授与する大学は、当該大学の定めるところにより、学生が行う、大学が編成する履修証明プログラムにおける学修、高等専門学校の履修証明プログラムにおける学修で単位を授与する大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの及び専修学校が編成する履修証明プログラムにおける学修で単位を授与する大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたものについて、単位を与えることが可能であること。ただし、大学院が開設する履修証明プログラムの履修者に対する単位授与にあつては、大学院設置基準第 15 条において読み替えて準用する大学設置基準第 29 条第 1 項等の規定により、単位を授与する大学は、当該大学の定めるところにより、学生が行う、大学院が編成する履修証明プログラム（履修資格を有する者が、学校教育法第 102 条第 1 項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修について、単位を与えることが可能であること。

なお、履修証明プログラムを構成するものの中に授業科目が含まれており、学生以外の者が履修する場合には、単位を授与する大学は、大学設置基準第 31 条第 1 項等の規定により、当該授業科目について科目等履修生として位置付けることにより、単位を与えることが可能であること。ただ

し、この場合、履修証明プログラム全体に対する単位授与と重複して二重に単位を授与することは適切ではないこと。

- ② 大学設置基準第 31 条第 2 項等の規定により、単位を授与する大学が履修証明プログラムを履修する者に対し、単位を与えるに当たっては、当該プログラムの内容・水準、学修成果の評価方法、履修時間等を勘案し、単位授与の際の単位数の目安をあらかじめ設定した上で適切に単位を授与すること。

単位授与の際の単位数の目安は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とすることなど、学位を与える課程における授業科目への単位授与に係る大学設置基準等の諸規定を踏まえ、各単位を授与する大学において適切に設定されるべきものであること。

- ③ 履修証明プログラムへの単位授与の有無については、1 ④及び 2 ①にあるとおり、あらかじめ公表することが求められるが、その際に、3 ②にある単位授与の際の単位数の目安についても併せて明らかにすることが望ましいこと。また、単位授与の際の単位数の目安の根拠として、大学設置基準第 25 条の 2 を踏まえ、シラバス又はそれに準ずるものを作成し、授業の方法及び内容、授業の計画並びに学修の成果に係る評価の基準をあらかじめ明示することが望ましいこと。

- ④ 履修証明プログラムの社会的認知及び評価を高めるため、当該プログラムが単位授与の対象となる場合には、履修証明プログラムを履修する者や履修を希望する者等に対して、当該授与された単位が大学入学前の既修得単位の認定や、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における単位累積加算制度に活用できることを示すことが期待されること。

履修証明書

氏 名

年 月 日生

学校教育法第百五条の規定に基づき、本学
所定の〇〇プログラム（計〇〇時間）を修め
たことをここに証する。

プログラムの概要（注）

本プログラムは、主として〇〇である者を対象として、〇〇のような人材（能力）を養成することを目的とし、（〇〇と連携して）〇〇、〇〇、〇〇等を内容としたカリキュラムを提供するものである。

令和 年 月 日

〇〇大学（長）

印

（注）表面に記載できない場合は、裏面に記載する。また、単位が授与される場合及び各種資格の取得に結びつくような場合、その旨を付記する。

大学院設置基準等の一部を改正する省令について

背景

- ✓ 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（H30.11 中央教育審議会）を踏まえ、学部段階等については、学位の取得に向けた各大学等での単位の積み上げ等に履修証明プログラムを活用できるよう、履修証明プログラム全体に対する単位授与等が可能に。（R1.8）
- ✓ 一方、大学院については、学部段階のように幅広い単位認定を行うことについては議論が必要とされ、その後中央教育審議会大学分科会大学院部会において議論。

審議会等における提言等

「第10期大学院部会での審議の整理」（令和3年2月 中央教育審議会大学分科会大学院部会）

＜大学院におけるリカレント教育の充実＞

リカレント教育への取組姿勢は、各大学院における戦略の下、検討するものであるものの、**国は各大学院における社会の多様なニーズに対応する教育プログラムの構築を促すべく、制度面も含めた方策検討を引き続き行うべき**である。

「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」（令和3年6月 教育再生実行会議）

- 国は、社会・経済活動のニーズに対応したリカレント教育を推進する観点から、大学院における高度な専門教育に関し、遠隔・オンライン教育の積極的な活用や個別の単位に分けて学修するマイクロ credenシャル（micro credential）の提供など、より多くの人アクセスしやすい取組を促進する。その際、履修単位を積み重ねることにより学位が取得できるような柔軟な仕組みの在り方や国際通用性の確保などについて検討を進める。

➡ **大学院におけるリカレント教育（学位取得）の促進に向けて、履修証明プログラムをより柔軟に活用できるようにする必要がある**

改正概要

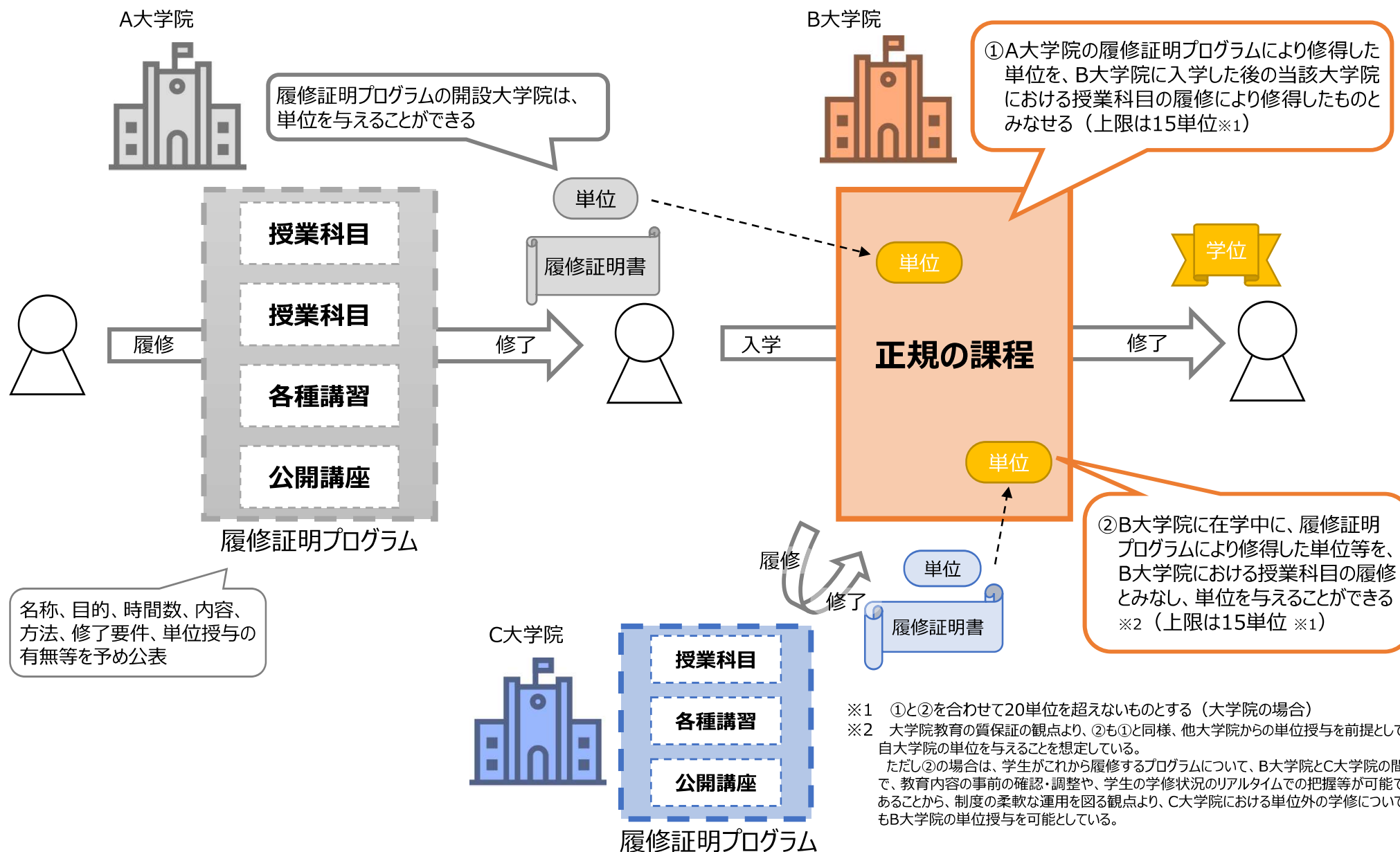
- **大学院が実施する履修証明プログラム**について、当該大学院が大学院教育に相当する水準を有すると認める場合、当該履修証明プログラム全体に対する**単位授与を可能**とする。
※履修資格を有する者が、学校教育法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。
※大学院は、履修証明プログラムの内容・水準、学修成果の評価方法、履修時間等を勘案して、単位授与の際の目安をあらかじめ設定する。
 - 大学院が、学修が大学院教育に相当する水準を有し、かつ、教育上有益と認めるときに限り、
 - ① 学生が履修証明プログラムの履修により修得した単位等について、**当該大学院における授業科目の履修により修得**
 - ② 学生が履修証明プログラムの履修により**入学前に修得した単位について**、当該大学院に**入学した後の当該大学院における授業科目の履修により修得**したものとみなすことができる。
 - 上記①②それぞれ15単位まで、合せて20単位まで、正規課程の単位として認定可能とする。（大学院の場合）
- ➡ **履修証明プログラムを各大学院での学位取得に活用できる**

※大学院、専門職大学院（法科大学院及び教職大学院を含む。）が対象。

施行期日

令和4年3月22日 公布・施行

大学院における履修証明プログラムへの単位授与・認定（イメージ）



【参考】履修証明プログラムとは

- 大学の社会貢献の一環として教育研究の成果を広く社会に提供するため、学位課程より短期間のプログラムを学生以外の者を対象に提供するものとして、平成19年に創設された。以降、社会人の学び直し手段として浸透（H30時点で履修証明プログラムを開設している大学は168校、全体の約22%）。
- 大学（専門職大学を含む。）、大学院（専門職大学院を含む。）、短期大学（専門職短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校（専門課程を置くものに限る。）において位置付けられている。
- 総時間数60時間以上で、各大学が正規課程の授業科目や各種講習、公開講座等によるまとまりのある教育プログラムを編成。本来の趣旨は単位の修得や学位の取得を目指すものではないため、その教育水準が各課程（学士・修士・博士等）における教育に相当する水準とは限らない。

大学等における履修証明プログラムのイメージ

趣旨：教育や研究に加え、大学の「第三の使命」としてのより直接的な**社会貢献**

